

令和7年7月1日

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

鹿沼市長 松井 正一

1 入札対象工事

入 札 番 号	第3号
工 事 名	令和7年度新鹿沼駅西地区防護柵設置工事
工 事 場 所	鹿沼市花岡町
工 期	138日間
工 事 内 容	設計書のとおり
入 札 書 比 較 価 格 ※	6,700,000

※ 入札書比較価格とは、予定価格から消費税額を除いた価格のことをいう。

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

鹿沼市から令和7・8年度建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入札参加形態	単体
業種	土木
対象ランク又は経営事項審査結果通知書の当該建設工事の種類の総合評定値	対象ランク C 級
地域区分	鹿沼市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づき設置された本店があること。
建設業許可	特定建設業又は一般建設業
配置技術者	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づき、本工事に対応する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 （他に必要な資格等： ）
現場代理人	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（技術者との兼務は可）※ただし、建設工事請負契約書約款第 12 条第 3 項に該当する場合は除く。
本工事に係る設計業務委託等の受託者との関連	無
同種・類似公共工事の元請けとしての実績	不要
分離（分割）発注に係る入札条件	無

3 入札日程等

参加申請書等 交付期間	令和7年7月1日（火）から 右によりダウンロード可能	鹿沼市契約検査課ホームページから ダウンロード（無料）
参加申請書の提出期間 及び提出方法	本公告日から 令和7年7月14日（月）正午まで	提出方法：電子入札システムにて 行う。
設計図書の入手方法	本公告日から 令和7年7月25日（金）まで	入手方法：鹿沼市契約検査課ホーム ページからダウンロード（無料）
設計図書に関する質問 提出期間	本公告日から 令和7年7月14日（月）まで	提出場所：鹿沼市行政経営部 契約検査課 提出時間：午前8時30分から 午後5時まで
設計図書に関する質問 回答書掲示	質問のあった日から原則2日以内（市の休日を除く。）にホームページで 掲載するほか、契約検査課前にて閲覧を行う。	
入 札 方 法	電子入札	
入札書及び工事費内訳 書提出期間	令和7年7月15日（火）午前8時から 令和7年7月24日（木）正午まで	提出方法：電子入札システムにて 行う。
開 札 日 時	令和7年7月25日（金） 午前9時	
開 札 場 所	鹿沼市役所本庁舎5階 入札室	
最低制限価格制度適用 の有無	〔有〕 （最低制限価格を下回った場合は失格とする。）	
低入札価格調査制度適 用の有無	〔無〕	
確 認 書 類 提 出 日	提出を求められた日から2日以内（市の 休日を除く。）	提出場所：鹿沼市行政経営部 契約検査課
落 札 の 可 否	確認書類が提出されてから2日以内（市の休日を除く。）に通知	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付（契約金額の1割とする。ただし、低入札価格調査の結果契約したものにつ いては3割とする。また、予定価格が500万円未満の工事は免除。）
支払い条件	前金払：請求できる。 中間前金払：請負金額が300万円以上の工事は請求できる。（ただし、契約締 結時に部分払を選択した場合は請求できない。） 部分払：請求できる。（ただし、契約締結時に中間前金払を選択した場合は鹿 沼市中間前金払に係る事務取扱要領第3条に該当する場合を除き、請求できな い。）

5 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算
した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てた金額）をもって
落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で
あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
と。
- (2) 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。な
お、入札の条件等については、別紙「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項」に示すとおり
とする。
- (3) 特定建設業許可の者で監理技術者を配置せずに技術者を配置する場合及び一般建設業許可の者
は一部下請の発注額の総額が土木一式工事5,000万円、建築一式工事8,000万円未満とする。
- (4) 照会先：鹿沼市行政経営部契約検査課 TEL 0289-63-2278